

平成 22 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 3 月 2 日

益田委員

それでは、先ほどからずっと話題になっておりますチリの大地震に伴う津波についてでございますが、神奈川県の話をする前に、チリで被災された方々に対しては本当に心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、お亡くなりになった方には本当に御めい福をお祈りしたいと思っております。私も身内がおりまして連絡がとれましたので、大分ほっとしているところでございますけれども、その被災のことは一応それとしておいて、神奈川県的に見て、この津波の問題というのは、今まで随分議論してまいりました。しかし今回くらい肌身に感じて、この問題をとらえたことはなかったのではないかと思います。そういった意味では、貴重な経験をさせてもらったのだらうなと思っております。

そこで、何点か確認しておきたいのですが、いわゆる情報伝達の方で、先ほど二つのルートがあるということで、その中の一つが J - A L E R T だという話がありました。それで、今日の新聞にも出ておりましたし、先ほど昼のテレビでも、茅ヶ崎のことがやっておりましたけれども、2 回目の情報が流れたことで大分混乱したという話がありましたが、県はこの J - A L E R T という仕組みと、どうかかわりを持っているのでしょうか。

危機管理担当課長

気象庁情報でしたら、消防庁を通じて県に直接入ってきて、市町村には、並行で入ります。ですから同時に入るという形になり、だから同じ情報というのは、市町村も共有いたします。ただ神奈川県内では、J - A L E R T を整備しているところは、県を含めて 24 自治体でございますので、持っていないところには入りません。そこには、県に入った情報を、県の防災行政通信網を通じて、一斉ファックスで送信をして、持っていないところには情報を提供している状況でございます。

益田委員

ということは、市町村には、今先ほどからも議論がありましたけれども、2 回目の情報で、本来ならば注意報になったとかならないとか、神奈川県もそういうことが起こっているなというのは把握していたのですね。

危機管理担当課長

ある市町村から問い合わせがあるまでは、我々は承知をしておりませんでした。

益田委員

それは J - A L E R T としての情報は来ていたけれども、そういう認識を持っていなかったと、そういう混乱が起きるようなことになっているなという認識を持っていなかったと、こういうことでしょうか。

危機管理担当課長

おっしゃるとおりでございます。

益田委員

そこで、話が飛んで大変恐縮ですが、先ほどから話題になっております地震防災戦略の案の中の16ページにある津波避難計画の策定についてとここに書いてありまして、これが今日の神奈川新聞に大きく出ております。それで私は、これを見たときに、非常に疑問に思ったのは、この計画自体が平成27年度までにつくるということなので、この16ページに書いてございますが、目標が15市町で、全部三つとも平成27年度になっているということです。ハザードマップについては県土整備部が中心にやることですから、時間はちょっと分かりませんが、それ以外の避難計画の作成や避難ビルの整備なんていうのは、平成27年度までかけて、言うならばのんびりとやるぞとなっているのですが、この辺はどうなっているのですか。

災害消防課長

委員お話しのとおりでございまして、平成27年度中に15市町ということではなくて、可能な限り早い時期に市町村につくっていただけるように、県としても最大限市町村と調整しながら連携して、できることから支援してまいりたいと考えております。

益田委員

平成27年度までに仕上がってくればいいというよりも、その前にできるだけのことをやりましょうと、こういうことですね。それで、避難計画について新聞を見たら書いてある。新聞の情報ですからどこまで正確なのかは分かりませんが、これについては高台への避難が必要な地域などを定める、そういうことが避難計画の策定だと書いてあるのですが、これでいいのですか。

災害消防課長

避難計画と申しますのは、市町村につくっていただくものでございまして、津波が起きた場合、避難をしなければいけない区域ですとか、その方はどちらの避難所へどういう経路で行っていただくか、そういった計画を定めるものでございます。

益田委員

だとしたら、避難するところなんか場所的に分かっているわけだ。平成27年度まで考えたって、そんなにのんびりしてやっている場合じゃないのではないのというのが、私の感想です。いや、これについては答えてくれなくていいです。

それからもう一つ。このところで、津波避難ビルの整備とありますよね。これも15市町で平成27年度までと。これは津波のためにビルをこれから建てますよということではないでしょう。だとしたら、私は何回も言うけれども役所の仕事というのは何をやりたいのかというのが見えないのだよ。例えば今あるビルを使うということになるじゃない。今あるビルを活用させていただくと、しかも民間のビルですよ。中心は、こういうことなのかな。

災害消防課長

委員お話しのとおりでございまして。現在あるビルを津波時に開放していただくという、そのために事前に指定をさせていただくという取組でございまして。民間及び公共の施設も含んで指定をさせていただく、そういう事業でございまして。

益田委員

民間については、非常に重要だと思う。そこで、先ほど高山委員から話のあった三浦市の話ですが、私もあそこに知り合いの議員がおりますので、この避難所の件については聞いておりました。それで、三崎の体育館については、バレーボールをやっていて、市の方は、そちらに避難民が行くかもしれませんから、行ったら教えてくださいと伝えていた。しかし体育館では、最初は大勢の住民が避難してきてしまったため、受け入れずに帰宅させていた。三浦市ではその後に体育館に住民が避難してきたかどうかは把握しておりませんと。これが三崎であったことです。それからもう一つ、青少年会館については開いてなかったと。従ってその避難所へ行った住民は帰宅する以外にありえなかった。三浦市ではその後、その会館に住民が避難してきたかどうかは把握していない。せっかく避難所を事前に指定していても、これが実情です。

それで、私が今何を言いたいかという、要するに現場はそういうことなのよ。だからせっかく指定してあったって帰ってもらっちゃうとか、こういうことなのですよ。この情報は把握していましたか。

応急対策担当課長

把握しておりませんでした。

益田委員

そこが非常に重要。課長さんは別に、しまったと思わなくていいのですよ。

議員は、議員が現場にいるから分かるといったら分かるのだけれども、それから情報が入って、あたふたする。そういう何か情報が入ってくるところは、皆さん方は行政マンで、市町村からの回答があるかどうかは別にして、よくお付き合いがあるわけだ。何でもこういう情報が入ってこないのかというのは、こちら側がいきません。今度の場合なんか、避難勧告が出たところは、電話すれば分かるのだよ。たまたま常任委員会をやっていて、うるさい議員を相手にしているから、とてもそんな時間がなかったといったらそれまでだけれども、皆さん方は組織があるのだから。当たり前じゃない、こんなこと。皆さん方の地域で何か都合悪いことがありましたかと、また避難をいろいろやってもらって、うまくいったことがありますかと、取材するのが当たり前だろうと思いますよ。

それで、テレビを見ていてつくづく思ったのだけれども、三陸地方の沿岸部というのは、海底の形の関係ですかね、非常に厳しいということが出ていました。私は先ほど課長さんに、この情報はどうやって取るのと聞いたら、消防庁から書類を頂いてまいりますという話でした。それはそれでいいです。しかし、そんな悠長なことをやっている行政だから、神奈川県は駄目なのだよ。こういうややこしい常任委員会が終わってからでもいいけれども、だれか現地へ行かなきゃ。そのくらいのことを安全防災局長が指示して、だれかが行って取材してきなさいって、当たり前だ。どういうことを学習したのとか。何かいろいろ大変なことになっている、行って調査してくるのは当たり前だよ、行政は。こうやって計画なんかつくっているだけでは、実際とは違うはずですよ。だから、今回のことは本当にチリの方たちについてはお見舞い申し上げるけれども、日本にとっては、大きな被害が出たところの人たちには申し訳ないけれ

ども、我々としては、かなり重要な学習ができるのではないかと私は思いますので、今後とも、やっぱり知事は現地へ行ってみんなの声を聞くとか、現場第一主義なんて、やっていることは全然違うじゃないかと私はいつも思っているのは、こういうことなのだよ。当たり前だよ、こんなの、分からないのは。だって本当に津波で警報が出たところなんて、限られているのだから。そういう情報を取って、こういう場に臨んでもらいたいなということを、私は申し上げておきます。

次に犯罪被害者サポートステーションについてお伺いをいたしたいと思えます。条例については、私もいろいろ言ってきましたし、6月の議会でも何点かお伺いしましたが、あれから8箇月経過しているわけでございまして、今、県、警察、民間の支援団体といったところで支援をお互いにやり合ってきたわけですが、当初は想定していなかったことが当然起きていると思えます。そこでまず最初に、サポートステーションにおけるこれまでの相談と支援実績についてお伺いをいたします。

犯罪被害者支援担当課長

昨年6月の犯罪被害者サポートステーションの開設後、本年1月末までの8箇月間の支援の件数ですが、まず相談の受理件数でございますが、648件ございました。次に具体の支援の実績でございます。これは幾つか支援メニューがございますが、まず、生活資金の貸付けが2件、弁護士による法律相談が36件、カウンセリング、これは警察が直接行うカウンセリングと民間支援団体が行うカウンセリングの2種類でございますが、合わせて498件、そして公判の付き添いといった直接支援、これも警察のものと民間のものを合わせまして187件、最後に、緊急避難場所としてのホテルの宿泊の提供が2件ございます。合わせて五つの支援の合計として725件の支援を8箇月間で行っております。

益田委員

それで、月別の件数も事前に頂きましたので、傾向は分かっていますが、6月の議会の時点で、犯罪被害者以外からの相談もかなりあったと聞いている。今かなりの件数ですよ。648件ということで、多いときは1箇月に150件以上あるわけですが、そうした傾向は変わらないのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

相談の8割程度が電話での相談になるわけですが、電話でお話をお聞きする範囲内で相談者の方の御説明をお聞きして、これは明らかに犯罪被害ではない、いわゆる民間同士のトラブルのたぐいのお話というようなものを、6月の常任委員会のときにもお話しさせていただきましたが、現在でもそのような相談は多く寄せられております。

益田委員

それで、実際に支援を行った事例といたしまししょうか、いわゆる県と警察と民間の団体の3者で、お互い連携をとってやっていると思えますけれども、特徴的な、こういうことがあったみたいな話があれば伺いたいと思えます。

犯罪被害者支援担当課長

性犯罪の被害を受けた方に対する支援の事例ということで、御紹介をさせていただきます。この被害者の方は、御自宅に帰られたときに被害に遭われまし

て、所轄の警察署で事情聴取を受けた後、自宅に戻るのが怖いということで、とりあえずその日の宿泊場所としてホテルを提供することにいたしました。その際に、当初は警察署が、近隣のビジネスホテルを当たりましたが、現金払いでないと困るということで断られまして、警察署の方からサポートステーションに御相談が来まして、サポートステーションの方で後払いが可能なビジネスホテルを探し出しまして、その日の宿泊をしていただいたという事例がございます。その結果、その被害者の方は、大変落ち着かれまして、捜査にも積極的に御協力をいただいたという話を伺っております。なお、その被害者の方は、法律相談やカウンセリングについても支援を受けたいというお話を受けまして、その時点でサポートステーションの方で、すぐ法律相談なりカウンセリングの手配にかかり、迅速にいろんな支援ができたという事例でございます。

益田委員

本当にその方にとっては、大変力強いことだったと思いますよ。本当に良かったなと思います。私はこの条例をつくるときにも言ってきたのですが、被害者にとって身近に相談窓口があるということが非常に大事だと思っています。被害を受けて精神的にかなり弱っている状態の中で、横浜駅西口まで行くなんてことはできないわけで、そんな元気があったら、もうちょっと違う解決をしているだろうというのが現実だと思うのです。そこで、市町村との連携が大事ですよという話をしてきたのですが、この窓口の設置状況について伺います。

犯罪被害者支援担当課長

現在、県内ほとんどの市町村で、犯罪被害者等支援の担当部署、おおむね防犯の関係部署、あるいは市民相談を担当する課が担当しておりますが、被害者の方からの相談を受ける窓口につきましても、住民相談窓口でお受けをしている市町村が大多数でございます。そうした中で、平成20年度には川崎市と横須賀市が、平成21年度に入りまして昨年6月に三浦市が、8月に茅ヶ崎市が、犯罪被害者の方専用の総合相談窓口を設置してございます。

益田委員

住民相談窓口で一義的においでになって、そこから事が進んでいく場合が大半のようでございますが、課長から見て、川崎、横須賀、三浦、茅ヶ崎のような窓口を使ってもらった方が、より良いと思っていられるのか、今の相談窓口でも何とか良いのではないかと思っていられるのか、その辺はどうでしょうか。いわゆる県の窓口設置の指導性という問題で、どう思っているのか伺います。

犯罪被害者支援担当課長

私ども県内の各市町村に対しまして、犯罪被害者向けの総合相談窓口を設けていただきたいということは、従前からお願いをしております。いろんな方が出入りする一般的な住民相談窓口でお受けするよりも、よりプライバシーの保護に配慮した相談窓口として、専用の相談窓口を設けていただきたいということが、私どもの考え方でございます。

益田委員

横浜市には専用窓口はないのですか。

犯罪被害者支援担当課長

現在、横浜市につきましては、専用の相談窓口は設置してございません。担当の部署は、政策の企画部門である都市経営局の政策課というところで、犯罪被害者支援施策について担当している。横浜市としても専用の総合相談窓口の設置の必要性については認識をしており、今後引き続き設置の方向で庁内の調整を図ると聞いてございます。

益田委員

これは、職員の問題があるので、今、職員の数をなるべく減らしていこうという方向の中で大変なことだと思いますが、横浜がそう言っていたら、非常に心配ですね。私は、横浜や川崎は、区でつくってもらった方が良いのではないかと考えていますので、そういうことを頭に入れて、この問題は1回調整をしてみてください。

それで、次に、被害者が必要とする支援というのは、カウンセリングなどは非常に重要だと思いますが、非常に多岐にわたるだろうと思ひまして、サポートステーションだけではすべての支援が行えないのではないかと考えているんですが、市町村と連携して、現場でサポートステーションにお見えにならなくても、市町村の方で時には対応してもらおうという、そのような例はあるのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

市町村と連携した事例につきまして、2点ほど御紹介をさせていただきます。

一つ目の事例でございますが、強盗傷害事件に遭われた被害者の方で、サポートステーションの窓口で電話で御相談された方で、支援の御要望としては、強盗に遭って生活費をすべて取られて、生活費がないので貸付けを希望したいということでした。それで、よくお話をお伺いしますと、その方は地元の市の生活保護を受けていらっしゃる方でしたので、県の生活資金の貸付制度では生活保護の対象の方は貸付制度の対象外とさせていただいておりますので、市の生活保護の担当に連絡して、対応はできないかということをお相談したところ、生活保護制度の中で、前払制度というものがあるそうで、その前払制度の活用ができるのではないかとということで、相談者の方にお話をしまして、市の生活保護の窓口に行っていたという事例がございます。

二つ目の事例でございますが、高齢の女性の方からの御相談でしたが、事実関係は不明ですが、その方の言い分ですと詐欺の被害に遭って財産を失ってしまったと、それで、明日の暮らしの資金がないので、県の貸付けを希望したいという御相談でした。

このケースにつきましても、県の貸付制度では、いろいろなルールがございまして、窃盗等の財産犯を対象としてないことから、どんな対応ができるか協議しまして、その方の住んでいらっしゃる町の社会福祉協議会に連絡を取り、福祉の制度ですが高齢者向けの生活福祉資金の貸付制度が適用できるのではないかとということで、町の福祉の窓口に行っていたという事例がありました。

このほか、場所の提供ということで、委員がおっしゃるとおり、横浜までわざわざ出てくるのは苦痛なので、地元の駅周辺でカウンセリングなりを受けた

いという方が確かにいらっしゃいます。そこで、一つの事例ですけれども、ある市で被害に遭われた方からそういう御希望がありましたので、市の会議室をカウンセリングの場所として提供できないかという調整をした事例がございます。この場合、被害者の方の都合と会議室の空き具合が合わなかったもので、実際に場所の提供はしなかったのですけれども、市町村との連携という一つの事例として、御紹介をさせていただきました。

益田委員

いずれにしても、被害を受けられた方の精神状態や様々な状況を考えると、とにかく近いところで相談に乗ってもらったり、サポートしてもらうことが大事だろうと思っていられると思いますので、市町村については、窓口の問題も含めて、かなり県が指導性を持たないと、条例もかなりすごい条例だといっただけでつくってきた条例ですから、きちんと中身が伴うように頑張ってもらいたいと思います。

それで、12月の議会で、知事がボランティアなり直接支援に当たる人材の育成、確保が課題だと言っていました、これは実に大事な問題で、今まで御支援してきて経験も持つ中で、この辺を含めた課題について話していただけませんか。

犯罪被害者支援担当課長

12月議会で知事が答弁でお話しいたしましたボランティアなど、直接被害者の支援に携わる人材の育成、確保という点が、一つ目の課題です。具体的に申し上げますと、サポートステーションによる付き添い支援などの支援は、前年度に比べて大変伸びております。それで、実際に支援に携わる人、特に裁判などへ付き添う直接支援はボランティアにお願いをしており、民間支援団体に登録しているボランティアさんは四十数名おり、現状では一応足りているのですが、先を見据えますと今の人数では心もとないということで、昨年秋に新たにボランティア登録制度ということで、記者発表もさせていただきましたが、県に登録をしていただいてボランティアに携わっていただくものがございます。単純に登録していただいた方が付き添いができるわけではなく、一定の研修を受けていただく必要がございますが、このようにボランティアの確保に取り組んでおりますし、今後も積極的にボランティアのすそ野の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

課題の二つ目といたしましては、先ほど、連携した支援の事例ということで、性犯罪に遭われた方へホテルの提供ということでお話しさせていただきましたが、その際に警察署が、最寄りのビジネスホテルで、前払いでないと困るということで断られた事例がございましたので、私ども県の方で、県内の大手のホテルグループと取り決めを結びまして、いざというときに後払いでもいいように、なおかつサポートステーションですがと言えば簡単に、スムーズに宿泊を受けていただけるような、そういう取り決めも結んだところでございます。

また、それ以外にも、私どもが実施している支援は、条例に基づく支援ですので、県民の方が対象であります、犯罪というのは、例えば横浜で被害に遭われた方が必ずしも神奈川県民とは限らず、東京都民もいれば埼玉から来られた方もいるということで、被害に遭われた方が日本全国どこに住んでいらっし

やっても、同じような支援が受けられるようにということで、近隣都県と支援の連携に向けた協議を昨年の暮れに1回実施したところでございます。今後も定期的に協議して、都道府県間の広域連携について、支援の仕組みをつくってまいりたいと考えているところです。

益田委員

いろんな経験をしながら、様々なところにかかわっているということについては、敬意を表します。登録されている方が四十数名という話があり、先ほど付き添いの話が出ましたけれども、付き添いで登録するというその仕組みが分からないのだけれども、何人ぐらいの付き添いの方が県下にいらっしゃるのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

民間支援団体の支援ボランティアの登録者が四十数名いらっしゃるのですが、その四十数名全員が、付き添い支援ができるわけではなく、付き添い支援は一定の研修を受けていただく必要があります。そうした研修を受け、付き添い支援ができるボランティアの方は、大体5人ぐらいだと、民間支援団体からは聞いております。

益田委員

ボランティアの方たちの数は多ければ多い方がいいのですが、ボランティアでやっていただくわけですからわがままなことはいえない。ただ、5人ということになると、特に付き添いということになると、神奈川県下のどこで被害者が発生するか分からないわけですね。どこにこの5人の方がいらっしゃるか分かりませんが、例えば三浦半島の方にいらっしゃる方が、小田原の方まで行って付き添うというのは、極めて難しいのではないかなと思う。そういった意味でいうと、やはり私は、地域県政総合センター単位でこういった方たちをきちんと募集して、民間団体の人たちにお願いして、なるべく犯罪被害者の人たちの側で、いろんなことをやってあげられるという体制を考えた方がいいと思うのですが、地域県政総合センターの方の意識というのは、どうなのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

現状で申し上げますと、ボランティアの募集、PR等を実施しているのは、私ども犯罪被害者サポートステーションのスタッフが、県内の各大学等に出向いてPRをさせていただいておりまして、地域県政総合センターの方には、現時点では特に私どもから協力のお願いはしておりませんので、認識という点ではちょっと分かりませんが、現状では直接サポートステーションの方で、オール神奈川のPRをしているところでございます。

益田委員

いずれにしても、横浜にサポートステーションがあるから、それでいいだろうというのはお役人の発想であり、きちんとした方がいいと思います。

それで、何はともあれ、やはり人材の問題です。量と質ですよ。特にこの犯罪被害者になっていらっしゃる方たちについては、質の問題がかなり大切だと思います。極めて漠然とした聞き方で恐縮ですが、人材の育成などについての課題というのを持っていていらっしゃると思いますが、その点について伺います。



犯罪被害者支援担当課長

委員おっしゃるとおり、人材の育成は、犯罪被害者支援の充実を図る上で、中核となる重要な取組であると認識しております。そうしたことから、これまでも民間支援団体と協働で、支援ボランティアとしての活動に必要な知識を習得していただくための支援員養成講座を実施しているところでございます。また、先ほど申し上げました、昨年秋にボランティア登録制度ということで、新たな取組もしているところでございます。いずれにいたしましても、人材の育成確保につきましては、ある程度長期的な視野で取り組まなければいけない課題かと考えておりますので、今後も委員おっしゃるとおり、市町村や地域県政総合センターに御協力いただきながら、各地域でバランスよく、ボランティアの方がいて身近で支援ができる仕組みになるように取り組んでまいりたいと考えています。

益田委員

是非お願いしますよ。それで、この民間支援団体と一口に言っても非常に幅広いのですが、話を聞くと財政的にかなりきついですよね。今、別の委員会でNPO関係の条例についてやっていて、そんな条例ばかりつくらなくてもいいのではないのというぐらいつくるのだけれども、財政的に厳しい団体などには、財政面である程度支えてあげた方がいい。この予算ですぐにといいことはないのですが、とにかくできるだけ考えてあげた方がいいと思うけれども、私のこの意見について、どう思いますか。

犯罪被害者支援担当課長

委員おっしゃるとおり、民間支援団体、具体的には、NPO法人神奈川被害者支援センターは、サポートステーションと一緒に支援に取り組んでいるところですが、神奈川だけでなく全国的に犯罪被害者支援に取り組む民間の団体は、おっしゃるとおり財政的に厳しいと聞いております。その辺、何とかならないかということで、新年度に設けます支援施策検証委員会のメンバーにも、その辺に造けいの深い方に入っていて、御助言、御意見を頂ければと考えているところです。

益田委員

今、どこでもそうだけれども、外圧に弱いから、そういった人たちに大いに意見を言ってもらって、応援してもらおうのですよ。そうでなければ絶対無理ですよ。条例をつくって協働だなんていう言葉で持って行っていこうなんて発想は駄目ですよ。やっぱりボランティアの方たちの、本当に崇高な精神をきちんとするためにも、今は量的に少なくとも、財政面での協力は是非お願いしたいと思います。

次に、先ほどは津波等でしたが、風水害の避難対策について、お尋ねをしたいと思います。

昨年9月の定例会で、中国、九州北部の暴風雨の発生に関し、県では防府市の避難情報伝達に課題があると考えているという答弁がありました。そのことについてその後、検証を行ったのでしょうか。また、検証して何か新たに問題点が見付かったのであれば教えてください。

応急対策担当課長

委員お話しのとおり、当初行いました聞き取り調査では、中国・九州北部豪雨の際に、防府市では住民に対する避難勧告をはじめとする情報伝達に不備があったのではないかとということでございましたが、その後行われました検証によりますと、まず防府市では、関係機関から伝達された情報、例えば県ですとか気象庁等から伝達される情報をチェックする担当職員が決められていなかった。また、避難勧告等の避難情報を発令する具体的な基準が設けられていなかった。このような具体的な課題が明らかになったところでございます。

益田委員

今、避難勧告などの具体的発令がなかったとおっしゃいましたが、県内の市町村の避難勧告などの発令基準の策定状況について伺いたい。

応急対策担当課長

避難勧告の発令基準の策定状況ですが、水害と土砂災害では状況が異なりますので、水害と土砂災害に分けて御報告させていただきます。

まず、水害に対する策定状況でございますが、昨年11月1日現在で、県内33市町村のうち14市町が策定しております。現在策定中が15市町あり、取組を行っている市町は合わせて29市町村で87.9%、未着手が4市町で12.1%となっております。

また、土砂災害につきましては、土砂災害の危険性が想定されておりません寒川町と開成町を除きまして、31市町村のうち策定済みが10市町、現在策定中が15市町村あり、合わせまして25市町村で策定率が80.6%、未着手が6市町で19.4%となっております。

益田委員

避難勧告の具体的な発令基準の必要性について、どうお考えになっていらっしゃるのか伺いたい。

応急対策担当課長

先ほど御答弁させていただきました中国・九州北部豪雨の例を見ても明らかなおおりに、避難勧告等を適切なタイミングで適当な地域に発令することは、非常に難しい。また、避難勧告が発令されても、今回の津波のように、住民の皆様自らが、危険性をなかなか認識できない。このような様々な要因によりまして、避難が的確に実施されていないのが実情でございます。また、風水害などに際しまして、住民に避難勧告を出しますのは、市町村長の責務でございますが、実際に発令いたします市町村長が、そうした局面を経験することが多くはございません。また、一般的に災害に精通されているわけでもございません。そうした意味から、避難勧告の発令基準というものを、あらかじめマニュアル化しておくことが、非常に大切ではないかと考えています。

益田委員

避難勧告の発令基準の策定については、国と県のどちらが指導できる立場なのか伺います。

応急対策担当課長

マニュアルの策定につきましては、平成16年7月に発生いたしました梅雨前線豪雨による被害を踏まえまして、国が平成17年3月に避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインというものを作成し、すべての市町村において

避難勧告等の具体的な判断基準を策定するように県へ依頼をするとともに、このガイドラインを市町村へ配布いたしております。

県といたしましては、国の依頼を受けまして、例年、梅雨の時期ですとか、台風時期の前に、県内の市町村に対してガイドラインに沿って判断基準を策定するよう、通知を出しています。

しかし、国のこの依頼というのは、あくまで技術的な助言というところにとどまっております、強制力等はないものでございます。

益田委員

今現在、具体的な発令基準が策定されていない市町村があったら教えてほしい。また、あえて国のことを無視していると思えないので、作成していない理由があるのだと思いますが、その点を教えてください。

応急対策担当課長

まず、水害に対する未策定の市町でございますけれども、綾瀬市、二宮町、中井町、湯河原町の4市町でございます。また、土砂災害につきましては、平塚市、藤沢市、綾瀬市、二宮町、中井町、湯河原町の6市町でございます。策定されておりません理由でございますけれども、まず、雨量や河川の水位など、定率的な基準を定めるのではなくて、実際の現場の情報を基に総合的に判断した上で発令したいという考え方、土砂災害危険箇所などの現場を確認した上で判断したいという考え方、また、過去の災害データが十分ではないという考え方がございまして、こうしたことを理由に、策定せずに自分たちで個々に判断をしたいということで着手されていないと承知しております。

益田委員

両方とも策定していないところもあるようだけれども、本当にそれでいいのかなと思うけれども、こういう発令基準が策定されていない市町村に対して県はどうするのですか。そのところを教えてください。

応急対策担当課長

策定していない理由というの、一応分かるというか、理解できる部分もあるわけでございますけれども、具体的な発令の基準というのは、先ほども申しましたとおり、判断の目安として活用すべきものでございます。それに個々の状況を加味していくことで、的確な避難勧告等が発令できるのではないかと考えておりますので、県といたしましては、すべての市町村に発令の具体的な基準を設けていただきたいと、重ねてお願いをしていくつもりでございます。

益田委員

そうだと思いますよ。発令の基準をつくるという話であって、うちにはそういうことは余り関係ないなんていう市町村が、もしあるとすると、県の行政の指導性ということ考えたときに、問題だと思いますよ。例えば何かあったときに、それでは済まないわけで、その避難勧告を出すのは市町村の首長の責任ですから、それでやってもらえばいいということで、ある意味で言えば尊重はするのだけれども、被害者が出たときには、その市町村が責任を問われるわけですから、そういう観点からも、もう少し県が強く言うべき、働き掛けるべきだと思いますし、県としてはきちんと指導性を持ってやってもらいたいと思っておりますが、どうですか。

応急対策担当課長

委員御指摘のとおりでございます。先ほども申し上げましたとおり、避難勧告の具体的な発令の基準や、必要性を繰り返して説明申し上げて、策定に必要とされる資料提供等につきましても、重ねて進めていきたいと考えておるところでございます。

益田委員

これは、首長さん相手の話だから、なかなか大変なことだと思いますけれども、安全防災局として、一番中心である局長辺りが、未策定の各市町村に対して策定してもらえるように指導した方がよいのではないかと思います。

結構です。また委員会がいずれ近いうちにありますから、準備して、質問はそのときにさせてもらいたいと思います。今日はありがとうございました。